



災害廃棄物対策関連の主な国の動き

第18回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

令和8年2月9日

環境省中部地方環境事務所 資源循環課



**1. 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨における
富山県、石川県の公費解体等進捗状況**

**2. 今後の廃棄物処理制度の検討に関する概要資料
(災害廃棄物への対応)**

1. 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨 における富山県、石川県の 公費解体等進捗状況

富山県（5市）における公費解体進捗状況（令和7年12月末）

・富山市、高岡市で解体完了（別管理案件除く。）

市	申請 (棟) A	発注済		解体済				別管理案件※ (棟) D	別管理案件を 除く進捗率 (%) C/(A-D)	備考
		(棟) B	(%) A/B	(棟) C	(%) C/A	公費解体分 (棟)	費用償還分 (棟)			
富山市	17	17	(100.0%)	17	(100.0%)	15	2	0	100.0%	
高岡市	393	392	(99.7%)	388	(98.7%)	301	87	5	100.0%	
氷見市	983	934	(95.0%)	917	(93.3%)	733	184	49	98.2%	
小矢部市	120	120	(100.0%)	115	(95.8%)	107	8	0	95.8%	
射水市	126	126	(100.0%)	115	(91.3%)	99	16	1	92.0%	
合計	1,639	1,589	(96.9%)	1,552	(94.7%)	1,255	297	55	98.0%	

※別管理案件とは、公費解体申請のうち、次のような状況にある案件を示す。

（着手困難）申請者の事情や地権者、隣地住民等の同意、解体現場の状況等の理由により、解体工事の着手が困難となっている案件

（大型案件）対象物件が大型で、解体工事の準備、施工に時間を要する案件

石川県公費解体の進捗状況（令和7年12月末）

・別管理建物を除いた申請棟数 42,385棟について、**全ての解体が完了**
 （解体未完了 令和7年10月末：2,106棟 → 11月末：881棟 → 12月末：**0棟**）

〔注〕別管理建物：修繕・利活用を申し出た建物、土砂崩れで解体できない建物、解体に時間を要する大規模建物など、市町がやむを得ないと判断した建物

	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	別管理建物を除く申請棟数	
解体実績																								
申請実績（累計）	3,087	10,557	17,119	21,767	25,212	28,198	30,040	31,865	33,411	34,839	36,304	37,188	38,825	40,029	41,674	42,854	43,221	43,990	44,069	44,146	44,142	44,148	42,385	
③解体実績（各月）	15	163	288	610	1,112	1,208	1,700	2,638	3,286	3,132	2,960	1,832	3,541	3,546	2,629	3,118	2,263	1,535	2,008	2,472	1,241	1,088		
④ "（累計）	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152	17,112	18,944	22,485	26,031	28,660	31,778	34,041	35,576	37,584	40,056	41,297	42,385	別管理建物	
解体率（申請・累計）	0.0%	0.4%	1.1%	2.5%	5.2%	8.0%	12.0%	18.2%	26.0%	33.4%	40.4%	44.7%	53.0%	61.4%	67.6%	75.0%	80.3%	83.9%	88.7%	94.5%	97.4%	100%	1,763	
解体計画																								
①解体棟数（各月）	15	163	288	610	1,112	1,208	2,036	2,348	2,400	2,265	2,450	1,958	2,747	3,096	3,100	3,006	2,449	2,584	3,323	3,354		別管理建物		
② "（累計）	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,432	7,780	10,180	12,445	16,602	18,560	21,307	24,403	27,503	30,509	34,227	36,811	40,134	43,488		1,465		
解体率（累計）	0.0%	0.4%	1.1%	2.5%	5.0%	7.8%	12%	18%	25%	33%	39%	44%	52%	60%	66%	73%	79%	85%	92%	100%				

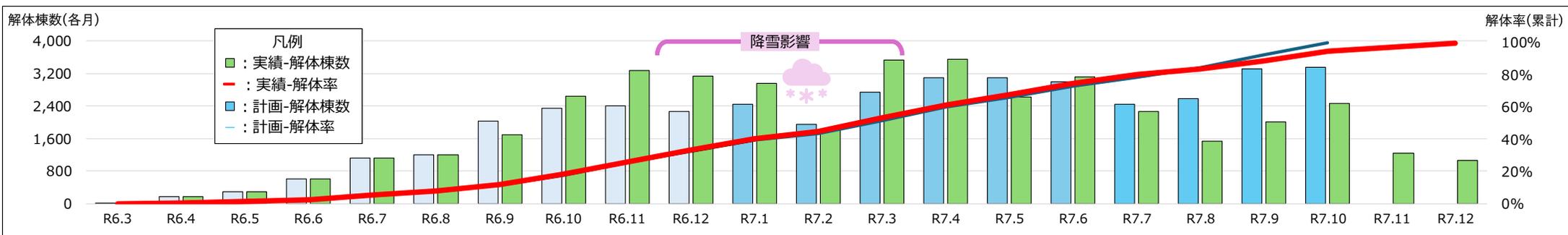
（参考）公費解体加速化プランにおける解体計画

実行計画【R6.2】
解体見込22,499棟

加速化プラン【R6.8】
解体見込32,410棟

加速化プラン【R7.1】
解体見込39,235棟

加速化プラン【R7.7】
解体見込44,953棟



※令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨の合計

石川県6市町の進捗状況（令和7年12月末）

・珠洲市、輪島市、能登町、七尾市、志賀町が12月末で解体完了

市町	解体見込棟数 〔R7.7加速化プラン〕	申請棟数 A	完了棟数 B			別管理建物 C	解体率 B÷(A-C)	完了年月	
			公費解体	緊急解体	自費解体				
珠洲市	8,499 〔57〕	8,462 〔59〕	8,335 〔49〕	8,155 〔49〕	111 〔0〕	69 〔0〕	127 〔10〕	100% 〔100%〕	R7.12 〔R7.12〕
輪島市	12,808 〔217〕	12,519 〔211〕	11,820 〔183〕	11,493 〔181〕	259 〔0〕	68 〔2〕	699 〔28〕	100% 〔100%〕	R7.12 〔R7.12〕
能登町	4,456 〔18〕	4,536 〔18〕	4,516 〔18〕	4,356 〔18〕	2 〔0〕	158 〔0〕	20 〔0〕	100% 〔100%〕	R7.12 〔R7.7〕
穴水町	2,819	2,795	2,790	2,751	0	39	5	100%	R7.10
七尾市	7,500	7,157	6,482	5,912	0	570	675	100%	R7.12
志賀町	5,104	4,936	4,778	4,387	9	382	158	100%	R7.12
上記以外の市町	3,767	3,743	3,664	3,260	4	400	79	100%	—
計	44,953 〔292〕	44,148 〔288〕	42,385 〔250〕	40,314 〔248〕	385 〔0〕	1,686 〔2〕	1,763 〔38〕	100% 〔100%〕	

※令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の合計。〔 〕は、令和6年奥能登豪雨分であり、上段の棟数の内数



石川県 6 市町以外の進捗状況（令和 7 年12月末）

・中能登町、内灘町が12月末で解体完了

市町	解体見込棟数 【R7.7加速化プラン】	申請棟数 A	完了棟数 B	別管理建物			別管理建物 C	解体率 B÷(A-C)	完了年月
				公費解体	緊急解体	自費解体			
中能登町	1,310	1,318	1,304	1,181	0	123	14	100%	R7.12
羽咋市	808	789	783	703	0	80	6	100%	R7.11
宝達志水町	222	222	215	196	0	19	7	100%	R7.10
かほく市	259	261	236	218	0	18	25	100%	R7.10
津幡町	74	78	78	50	0	28	0	100%	R7.11
内灘町	688	669	650	626	0	24	19	100%	R7.12
金沢市	246	246	238	186	4	48	8	100%	R7.11
能美市	20	20	20	7	0	13	0	100%	R7.5
小松市	91	91	91	51	0	40	0	100%	R7.7
加賀市	49	49	49	42	0	7	0	100%	R7.5
小計	3,767	3,743	3,664	3,260	4	400	79	100%	

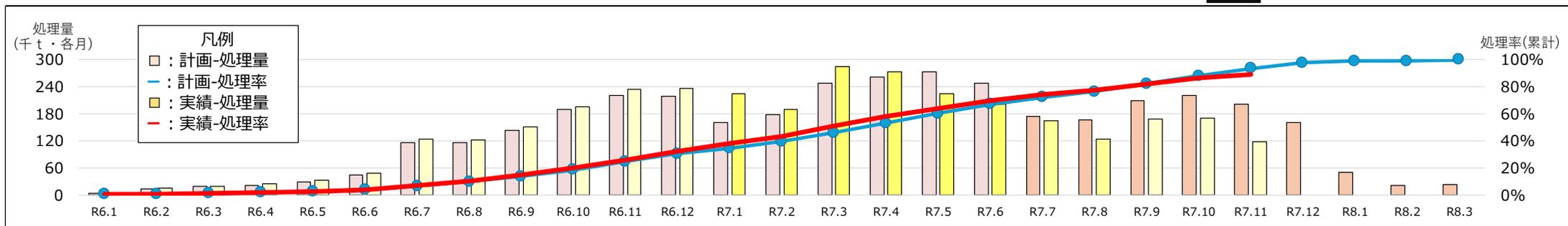
石川県災害廃棄物の処理状況（令和7年11月末・暫定値）

- 発生推計量（別管理建物を除く）375万トンの **89.4%**となる **335万トン**の処理が完了
- 11月単月 計画:20万トン 実績:12万トン 達成率:58.6%
- 11月末累計 計画:349万トン 実績:335万トン 達成率:95.8%

（単位：千トン）

		加速化プラン【R7.1】												加速化プラン【R7.7】										全発生推計量	別管理建物						
		R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	4,195	450	
処理計画※	解体ごみの推計発生量（単月）			1	17	31	64	116	126	178	278	344	327	256	205	291	328	328	318	202	213	274	279								
	①処理量（単月）	3	14	19	21	29	43	115	116	143	190	222	219	160	177	249	261	273	249	174	166	209	221	201	160	50	20	22			
	② "（累計）	3	17	35	56	85	129	244	360	503	693	914	1,133	1,293	1,470	1,719	1,980	2,252	2,501	2,696	2,863	3,072	3,293	3,493	3,653	3,703	3,723	3,745			
処理実績	処理率（累計）	0.07%	0.44%	0.94%	1.5%	2.3%	3.4%	6.5%	9.6%	13%	18%	24%	30%	35%	39%	46%	53%	60%	67%	72%	76%	82%	88%	93%	98%	99%	99%	100%			
	③処理実績（単月）	4	14	20	24	32	48	123	121	152	196	235	235	224	190	286	273	225	201	165	124	168	169	117							
	④ "（累計）	4	18	37	61	94	142	264	386	537	734	969	1,204	1,428	1,618	1,904	2,177	2,402	2,603	2,768	2,892	3,059	3,229	3,346							
	処理率（発生推計量あたり）	0.09%	0.47%	0.99%	1.6%	2.5%	3.8%	7.1%	10.3%	14.3%	19.6%	25.9%	32.2%	38.1%	43.2%	50.8%	58.1%	64.1%	69.5%	73.9%	77.2%	81.7%	86.2%	89.4%							
計画達成率（単月）（③÷①）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140%	107%	115%	105%	82.6%	80.9%	94.9%	74.6%	80.1%	76.7%	58.6%							
計画達成率（累計）（④÷②）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110%	110%	111%	110%	107%	104%	103%	101%	99.6%	98.1%	95.8%							

発生推計量
（別管理建物を除く）



※令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨の合計
 ※発生推計量は、加速化プラン【R7.7】の量。別管理建物分の解体ごみ推計発生量は、最新値

石川県市町別の災害廃棄物の処理状況（令和7年11月末・暫定値）

（単位：千トン）

市町	災害廃棄物発生 推計量 A	処理量 B	処理内容						別管理建物分 C	処理率 B ÷ (A - C)
			可燃物	木くず	不燃物	金属くず	コンクリート がら	その他		
珠洲市	831	768 (100%)	74 (9.6%)	111 (14.5%)	348 (45.3%)	13 (1.7%)	221 (28.8%)	0 (0.0%)	21	94.8%
輪島市	1,276	1,037 (100%)	81 (7.8%)	175 (16.9%)	440 (42.4%)	24 (2.3%)	318 (30.6%)	0 (0.0%)	94	87.7%
能登町	348	312 (100%)	18 (5.7%)	69 (22.1%)	109 (34.9%)	6 (1.9%)	110 (35.3%)	0 (0.0%)	38	100.6%
穴水町	259	269 (100%)	21 (7.9%)	37 (13.9%)	134 (49.9%)	5 (2.0%)	71 (26.3%)	0 (0.0%)	0	104.2%
七尾市	800	421 (100%)	33 (7.7%)	77 (18.2%)	141 (33.4%)	9 (2.1%)	162 (38.5%)	0 (0.0%)	243	75.7%
志賀町	365	269 (100%)	11 (4.1%)	64 (23.9%)	114 (42.2%)	4 (1.4%)	76 (28.4%)	0 (0.1%)	43	83.6%
上記以外の市 町	316	269 (100%)	12 (4.4%)	50 (18.4%)	76 (28.4%)	5 (1.8%)	126 (46.9%)	0 (0.1%)	11	88.3%
合 計	4,195	3,346 (100%)	249 (7.4%)	584 (17.4%)	1,362 (40.7%)	66 (2.0%)	1,085 (32.4%)	1 (0.0%)	450	89.4%

※令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨の合計。（ ）内は、種類ごとの割合。「その他」は、蛍光灯など

2. 今後の廃棄物処理制度の検討に関する 概要資料（災害廃棄物への対応）

災害廃棄物対策におけるこれまでの対応

- 平成27年廃棄物処理法改正等により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備が行われた。
- その後、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、令和6年能登半島地震をはじめ、毎年発生する災害廃棄物へ取組・対処を実施してきた。
- 今般、災害廃棄物対策推進検討会において、上記事項について点検等を実施し、「今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」についてとりまとめた。

廃掃法及び災対法の一部改正(平成27年改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)
 平時の備えを強化すべく、
 ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
 ▶ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
 ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)
 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ▶ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
 ▶ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)
 大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)
 特定の大規模災害[※]の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの(東日本大震災やそれを越える規模の著しく激甚な非常災害の場合等)

今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(令和7年3月、災害廃棄物対策推進検討会)

- 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実
- 3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立
- 3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立
- 3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立
- 3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立
- 3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実
- 3-7 制度的対応

これまでの議論等も踏まえ、制度的措置を以下の3点に整理

- ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立
- ② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備
- ③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例措置の創設

制度的措置①

公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立



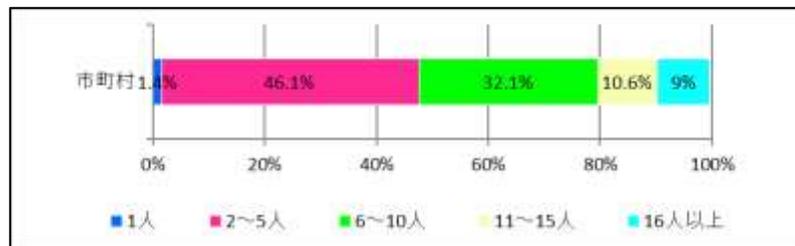
現状と課題等（公費解体・災害廃棄物処理における支援・受援体制）

支援体制

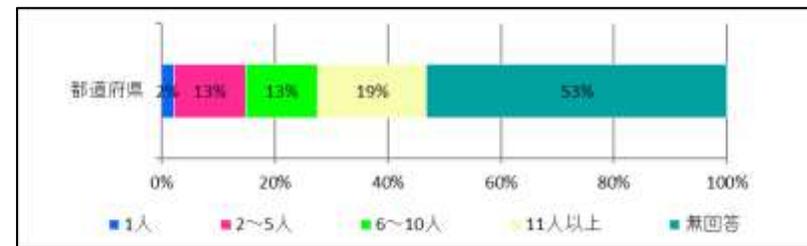
- 令和6年能登半島地震（令和6年9月奥能登豪雨含む）では、石川県内6市町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市）を中心に、
 - ✓ 環境省職員（本省・地方環境事務所）の派遣（延べ7,273人・日（令和7年5月9日時点））
 - ✓ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援員等派遣（延べ1,597人・日）
 - ✓ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家・収集運搬派遣（延べ約8,000人・日（うち収集運搬対応が約6,500人・日）、収集運搬車両 延べ約1,700台）
 - ✓ 中部ブロック行動計画等に基づく全国自治体からの短期派遣（延べ4,891人・日）による支援が行われた。
- また、31自治体及び25業者（令和7年3月末時点）の処理施設で災害廃棄物の広域処理を実施している。

受援体制

- 石川県内のある被災自治体では、発災後、最大で20名超/日の支援者の受入を実施。同被災自治体の平常時における体制は6名、災害時の応援人員は計画されていなかった。
- これら多くの支援者への業務依頼・調整に加え、災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿・片付けごみ対応、広域処理等）（奥能登市町で各数十万～百万トン超の廃棄物）や公費解体（申請受付・工事前調整・解体工事等）（奥能登地域で各数千～1万棟超の解体）の各種工程に係わる関係団体等との各種調整や大量に発生する事務手続・契約手続等を被災自治体のみで行うことは極めて困難。
- さらに全国の市町村においても、市町村の平時の体制は5割弱が5人以下、災害時の応援人員は6割以上が回答なし（災害時の応援体制が想定されていない）の状況であり、能登半島地震同様、被災自治体のみで支援に対する各種調整・事務を行うことは困難であることが想定される。



市町村における平時の災害廃棄物対策に関する体制（令和5年度末時点）



市町村における災害時の災害廃棄物対応に関する応援人員体制（令和5年度末時点）

制度的措置①

公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

見直しの方向性

- 災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて、被災自治体における様々な事務手続や各種調整等の支援を横断的に行う機能を、全国共通で安定的かつ継続的に確立・確保する必要がある。
- このため、激甚災害への備えとして、災害への対応に係る知見をより効果的に集積するための支援機能を有する機関による体制の整備が必要である。その支援機能が備えることが望ましい要件としては、**廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験**を有すること、**多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤**を有すること、**現地支部を発災早期に設置するなど全国的な対応が可能であること、国と一体となって事業を支援することができること**などが挙げられ、国においてこうした要件を具備した体制を確保する必要がある。
- 具備要件を満たす機関として、災害支援を行うことで専門的知見を蓄積してきたJESCOや、その他関連機関がありうるが、こうした、**JESCOその他の専門支援機能を有する機関に対して、自治体が行う平時・発災時の災害廃棄物に係る業務における全体マネジメントへの支援を委託できるよう規定を整備すべき**である。

専門支援機能（機関）に関する検討状況

■ 専門支援機能・機関が担う役割・業務

- 平時には、**被災自治体の受援体制の構築に係る支援**（計画等に係る技術的助言等）や、**全国共通の対応基盤の整備**（技術的・システム的な研究・開発、データ・知見の蓄積等）等を担う。
- 発災時には、災害廃棄物処理に関し、**被災自治体が行う被害調査、処理方針検討、各種支援調整等の一部又は全部を担う**。

■ 具備要件を満たす機関・組織

- **これまでの事業・支援実績、国と一体となって事業の実施が可能**であることや**関係者との連携ネットワーク基盤を有する**といった具備要件との合致性を踏まえると、**JESCOが最も合致するのではないか**。引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。

(参考) 専門支援機能・機関の役割・業務

(第3回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋)

平時

受援体制の構築に係る支援

- ・災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
- ・研修・訓練パッケージの構築・運営
- ・自治体の平時業務の発注・契約・契約監理

支援体制の構築

- ・人材バンク、D.Waste-Netの管理・運営
- ・危険物、処理困難物の処理支援
- ・契約ひな形等の策定・改定

デジタル支援ツールの整備・運営

- ・災害廃棄物進捗管理システム等の管理・運営
- ・ツール活用のための研修・訓練の運営

知見蓄積、情報発信

- ・これまでの災害のデータ・知見蓄積
- ・広報、情報発信（マニュアル、ひな形の改定等を含む）

災害廃棄物に関する技術的・システムの研究・開発

- ・大規模災害時を想定した災害廃棄物処理システムの合理化

発災時

発災直後～2週間程度

発災初期の被害調査・支援ニーズ・規模の把握

- ・初動期現地調査チームの運営

発災直後～

災害廃棄物処理方針検討に係る支援

- ・災害廃棄物処理進捗管理システム等の提供（ボトルネック、追加的支援ニーズの把握）
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定支援

発災直後～

災害廃棄物処理全般に係る各種支援調整

- ・技術的・人的支援のマッチング・調整
- ・発注・契約・施工管理等の各種事務支援

発災1か月後以降～

補助金申請業務に係る支援

- ・災害報告書の作成支援

(参考) 専門支援機能・機関に求められる具備要件

(第3回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋)

・前述の役割・業務の具体化をもとに、専門支援機関に求められる**具備要件**を以下のとおり整理

- I. **廃棄物処理・公費解体**に関する**技術的・専門的な知見・経験**（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、環境、法務、財務、電気、DX等）が必要）がある。
- II. **多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整**に関する**知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤**がある。
- III. 現地支部を発災早期に設置するなど、**全国的な対応が可能**な組織である（発災時の十分な人員確保の観点から、災害対応専門組織でない方が望ましい）。

<以下、今回追加>

- IV. 国の施策の確実な遂行、各種データ・知見の蓄積やその情報の効果的な発信の観点から、**国と一体となって事業を行うことができる**。
- V. 個人情報保護等の観点から、**秘匿性の高い情報**の取り扱いの実績がある。
- VI. **廃棄物に関する情報一元管理システム**の構築・運営実績がある。
- VII. **行政機関の発注代行支援実績**や**廃棄物処理施設に係る工事、維持管理運営に係る業務の発注実績**がある。
- VIII. 以下の実績又は能力を有する。
 - 全国を対象とした過去からの網羅的かつ連続したデータの蓄積が必要であり、**膨大な量の情報**の取り扱いの実績又は能力がある。
 - **自治体、民間事業者等向けの研修・訓練**を実施した実績又は能力がある。
 - **廃棄物処理におけるデジタル技術活用**実績又は能力がある。
 - **大規模災害・複合災害における災害廃棄物処理**に関する実績又は能力がある。

(参考) 具備要件を満たす機関・組織について

(第3回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋)

- 第2回検討会において専門支援機能を担う候補として示された以下の機関・組織等を比較した。
- これまでの事業・支援実績、具備要件との合致性を踏まえると、**JESCOが最も合致するのではないか。**
- 引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。

	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)	独立行政法人環境再生保全機構 (ERCA)	国立研究開発法人国立環境研究所 (NIES)
性質	事業会社 (全額政府出資の特殊会社)	環境政策執行機関	環境研究機関
業務内容	PCB廃棄物の処理、福島県内の除染に伴い発生した土壌等の中間貯蔵事業	公害等の補償・予防、環境保全活動、研究への支援等に係る資金管理・補助金交付、環境啓発活動	気候変動・大気・水質・生態系・廃棄物などの環境研究
組織形態	JESCOは株式会社であるが、 国からの100%出資機関 であり、 国と一体となって事業を行うことができる。	独立行政法人は、 中央省庁から独立した法人組織 である。	国立研究開発法人は独立行政法人の一つの形態であり、 中央省庁から独立した法人組織 である。
・特徴 ・これまでの災害廃棄物対応実績	・危険物、有害廃棄物の処理実績が十分で、行政機関の発注・契約事務支援、工事監督支援実績が豊富。 ・令和2年7月豪雨以降、仮置場の現地確認等による助言や広域処理調整、公費解体に係る情報収集等の支援を実施。	・資金管理等の事務処理遂行や住民啓発に長けている。 ・令和2年7月豪雨以降、環境省本省にて災害廃棄物関連情報の収集支援を実施。	・災害廃棄物に係る各種研究やツール開発を実施。 ・災害廃棄物対策に関する情報を一元的に発信する「災害廃棄物プラットフォーム」を運営。 ・DWNの一員として、仮置場の現地確認による専門的な知見からの助言等を実施。
具備要件との合致性	・廃棄物関連団体等と連携した対応が求められるが、既存事業の遂行において 関係者との連携体制が既に構築されており、ネットワーク基盤がある。	・廃棄物処理事業の遂行や現場支援の実績がなく、 事務処理支援が主 となる。	・廃棄物処理事業の遂行や行政機関の発注・契約実績がなく、 研究・開発が主 となる。 ・平時の研究・開発事業の実施については親和性あり。

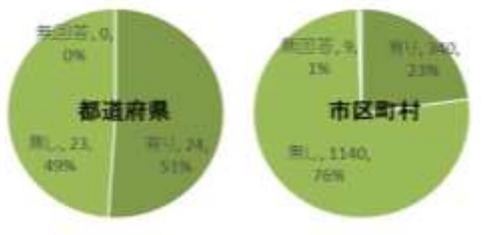
制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(1)

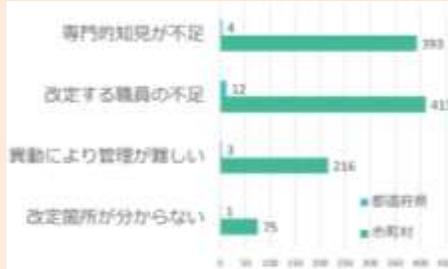


現状と課題等 (災害廃棄物処理計画・災害支援協定)

- 災害廃棄物処理計画策定率は、令和5年度末時点で、都道府県100%、市区町村86%
- ※第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において市町村の災害廃棄物処理計画策定率100%（2030年度）を設定
- 災害廃棄物処理計画の改定を行ったことのある自治体は、都道府県で約5割、市区町村で約2割にとどまる
- 策定・改定における課題として、マンパワーや知見の不足が高い要因となっている

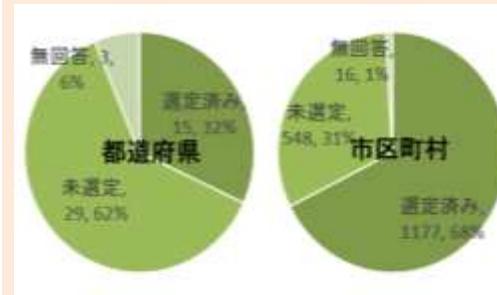


災害廃棄物処理計画を策定済みの場合、災害廃棄物処理計画の改定の有無（令和5年度末時点）

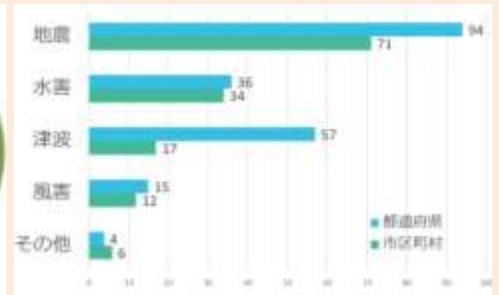


災害廃棄物処理計画の改定を行わない理由（令和5年度末時点）

- 災害廃棄物処理計画の中で、仮置場候補地を選定している自治体は、都道府県で約3割、市区町村で約7割
- 災害廃棄物処理計画における水害の想定率は、都道府県で約4割、市区町村で約3割にとどまる
- 災害廃棄物処理計画内で想定すべき事項の反映が不十分である

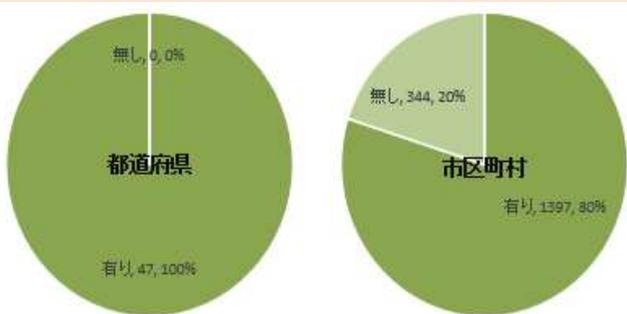


仮置場候補地選定率（令和5年度末時点）

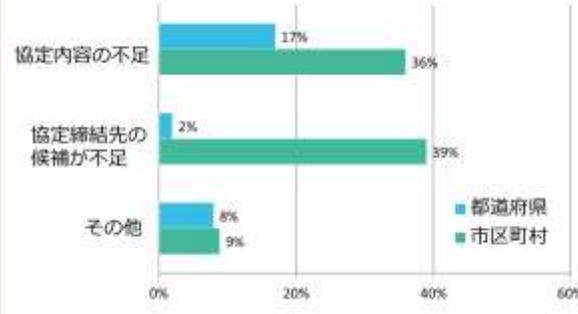


災害廃棄物処理計画における被害想定率（令和5年度末時点）

- 都道府県、周辺市町村、民間事業者等と災害時の支援協定締結率は、都道府県では全て締結済、市区町村で約8割
- 協定を締結していても、協定内容の不足、締結先の候補不足が課題
- 廃棄物処理事業者と協定締結済みの自治体が多い一方で、建設事業者や解体事業者等その他事業者との協定締結が進んでいない



災害支援協定締結率（令和5年度末時点）



協定締結における課題（令和5年度末時点）



民間事業者との協定締結状況（令和5年度末時点）

制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(1)

見直しの方向性

- 市町村における、平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を確保することにより、災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、**法定計画である一般廃棄物処理計画の規定事項へ、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加すべき**である。
- 市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体間及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、災害廃棄物処理計画に基づく**災害支援協定の締結を、自治体の努力義務とすべき**である。
- なお、一般廃棄物処理計画への非常災害時の廃棄物処理に関する事項の追加については、令和5年3月に閣議決定された「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」に沿って検証を行い、計画による手法が有効かつ最も効率的であることを確認した。

柔軟な制度運用と国から自治体への周知・助言

■ 地域防災計画等の他の計画との一体策定等、一定の自由度を認める

他の計画との一体策定の事例

- 福島県三春町（人口約1.6万人）では、**地域防災計画の資料編に災害廃棄物処理計画の節**を設け、庁内体制や関係者との連絡体制に関する記述が充実しており、また、**災害廃棄物発生量、仮置場候補地等が示されている**。
⇒こうした場合は、一般廃棄物処理計画への再度の記載を求めることはせず（記載箇所の明示のみ等との対応）、意思表示にあたっての手法はある程度自由度を持たせることを想定。

■ 自治体の実情などを踏まえ、丁寧に支援等を行う

- 令和5年度末時点で86%の市町村が記載済であり、記載済自治体の中には小規模自治体も含まれていることを確認しつつも、現時点で未記載の自治体ではマンパワー不足や専門知識の不足により記載が進まない実態があることから、こうした**小規模自治体**に対しては、各種支援施策を実施するとともに、本措置と同時に制度措置予定の専門支援機関により支援をしていく。

制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(2)

現状と課題等（災害廃棄物処理に係る特例措置）

平成27年廃棄物処理法改正により、平時の備えの強化と災害時における特例措置を整備

- 平時の備えを強化すべく、災害廃棄物の処理に関わる基本理念の明確化、国、地方自治体及び事業者等関係者関係者間の連携・協力の責務の明確化、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施
- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化する特例（廃棄物処理法第9条の3の2、同法第9条の3の3）を追加
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいとする特例（同法第15条の2の5第2項）を追加
- 非常災害時に一定の基準を満たす場合において、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を再委託することができる特例（廃棄物処理施行令第4条第3号）を規定

- 法第15条の2の5第2項に関し、「**法第15条の設置許可を必要とする産業廃棄物処理施設（施行令第7条に列挙）に記載のない類型の施設のため、本特例を活用できなかった**」ことが課題に挙げられた
- 施行令第4条第3号に関し、委託事業者の確保の困難さや**再々委託の禁止**を課題に挙げる自治体が多くあった

産業廃棄物の種類・品目	施設の種類
木くず	破碎施設
金属くず	切断施設、圧縮施設、破碎施設
がれき類や土砂等の混合物	選別施設
瓦類	安定型最終処分場
石膏ボード（紙+陶磁器くず）	破碎施設
タイヤ（ゴム）	金属部分とプラスチック部分を分解/分離する施設
焼却灰	灰熔融施設
スプレー缶	中身と缶を分解/分離する施設

【委託事業者の確保】

- 委託事業者の情報不足、事業者側の制度（特例規定）に関する理解不足。

【再々委託の禁止】

- 最終処分に関し再々委託ができず、処理先の確保に、円滑さが損なわれる場面があった。
- 再々委託されないか確認が必要。再々委託が必要な場合に、直接委託で対応する必要。

【対象となる災害の判断基準】

- 「非常災害時」の判断基準が不明瞭で、非常災害とする判断に時間を要した。

法第15条の2の5第2項の特例規定を活用できなかった施設の一例
（市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より）

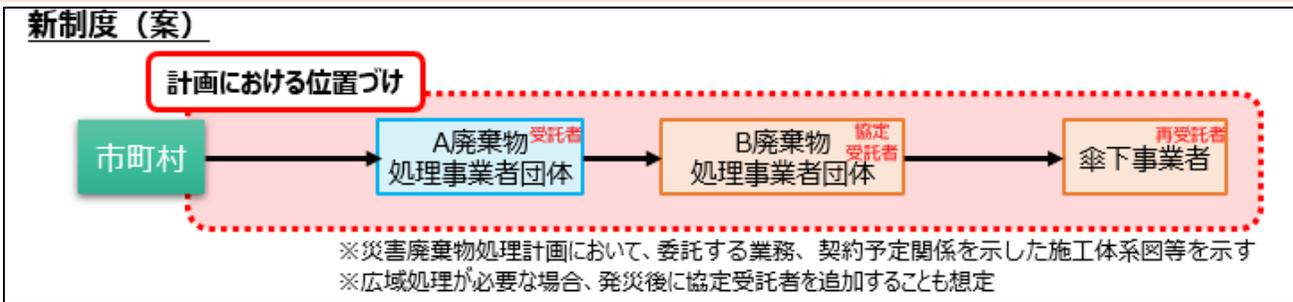
施行令第4条第3号に基づく再委託を活用した際に感じた課題の一例
（市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より）

制度的措置②

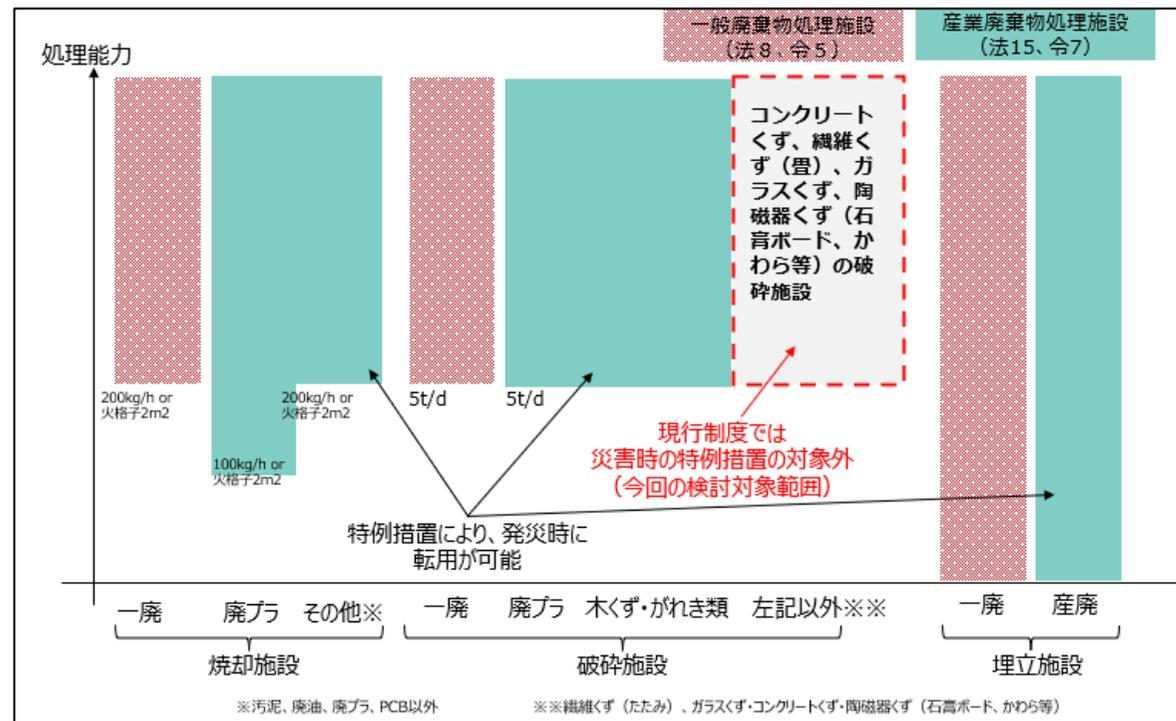
災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(2)

見直しの方向性

- 自治体や民間事業者団体からの要望等を踏まえ、適正処理の確保を前提としつつ、円滑・迅速な処理の観点から、災害廃棄物処理の特例措置等の拡充を図る必要がある。適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提に、当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、**一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例を措置**すべきである。



- 廃棄物処理法第 15 条で規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（畳、瓦、石膏ボードの破碎施設等）で当該産業廃棄物の処理を行う事業者が、当該産業廃棄物と同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、**手続きの簡素化を図るなど、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置を拡充**すべきである。

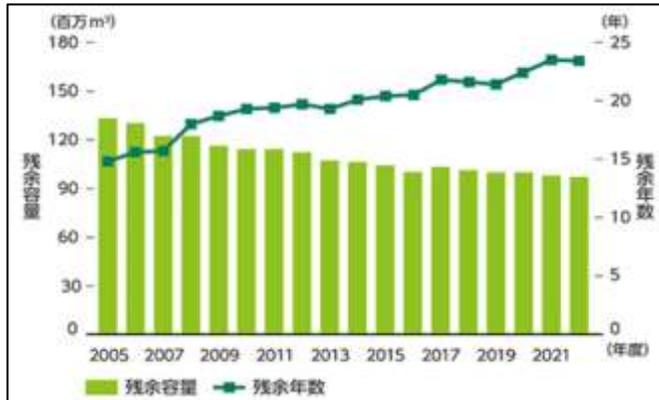


制度的措置③

廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

現状と課題等（廃棄物最終処分場）

- 2022年度末時点で、全国市町村が所有する**一般廃棄物最終処分場の残余容量は96,663千m³、残余年数は約23.4年**
- 2021年度末時点で、全国自治体及び民間事業者が所有する**産業廃棄物最終処分場の残余容量は1.71億m³、残余年数は約19.7年**
- 大規模災害時には全体で数千万トンの災害廃棄物が発生するため、再生利用等を実施した上で、相当数の最終処分場の確保が求められる
- 一方で、廃棄物最終処分場は立地地域の合意形成を含めた施設整備に長期間を有するため、このような状況下において、民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあり、**民間最終処分場での災害廃棄物の受入れを促進する措置の必要性について事業者団体から懸念・要望が示されている。**



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(一般廃棄物)(令和4年度末時点)



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(産業廃棄物)(令和3年度末時点)

民間所有の 廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による
災害廃棄物の受入容量を事前確保す
るといった対応の必要性

見直しの方向性

災害廃棄物を受け入れる能力を有する**民間の廃棄物最終処分場の申請に基づく都道府県知事による指定制度及び指定を受けた者に対する制度的な措置を創設**するとともに、災害発生時に一定の基準を満たす場合において、都道府県又は市町村が、**当該指定を受けた廃棄物最終処分場の設置者に対して、災害廃棄物の最終処分の受け入れを求めることができるようにすべきである。**